

京都市東山区常盤町5・6・7組地区建築協定

建築協定区域

京都市東山区常盤町の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及び京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途に関する基準を定め、落ち着いた住宅地としての環境を維持することを目的とする。

■建築物の用途に関する基準

第6条 本協定区域内の建築物の用途は、次に掲げるものにしてはならない。

- (1) 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出を行って営む住宅宿泊事業の用に供するもの
- (2) 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設

付近見取図



別紙 建築協定区域区画図

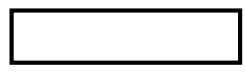


凡例

建築協定地区



建築協定区域



(上段：区画番号 下段：地番)

建築協定区域隣接地

